

排出禁止 及び 適正処理困難物

次の物は、市で収集しません。また、施設へ直接持ち込んでも処理できません！

1. 適正処理困難物

(タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、劇薬、建物・工作物の自己解体による建築資材など)

※詳しくは、下の適正処理困難物の処分についてをご覧ください。

2. 廃FRP船

※処理の方法は、下の「FRP船の処分について」をご覧ください。

3. パソコン

※処理の方法は、64頁（パソコンのリサイクルについて）をご覧ください。

4. 家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）

※処理の方法は、65頁（家電4品目の処理について）をご覧ください。

5. オートバイ・原付バイク

※処理の方法は、67頁（二輪車のリサイクルについて）をご覧ください。

6. 消火器

※処理の方法は、68頁（消火器の処分について）をご覧ください。

7. 注射針・点滴針（ペン型注射筒を除く）

※処理の方法は、29頁（在宅医療廃棄物について）をご覧ください。



適正処理困難物の処分について

東広島市では、処理施設では処理が困難なものについては、排出者が販売店に引き取ってもらうか、又は専門業者に引取を依頼してもらうよう案内しています。引取を断られた場合などは、廃棄物対策課にご相談ください。

FRP船の処分について

平成17年11月から、廃FRP船を適切に処理し再資源化する「FRP船リサイクルシステム」がスタートしています。

FRP船リサイクルシステムを利用してリサイクルを希望する方は、右のマークのある『登録販売店』にご相談ください。

『登録販売店』のほかにも、マリーナやマリン販売店等が「相談窓口」としてFRP船リサイクルシステムの情報を提供しています。



FRP船の処理について詳しくは

FRP船リサイクルセンター（一般社団法人 日本マリン事業協会 内）

【ホームページ】<http://www.marine-jbia.or.jp/> ☎:03-5542-1202